

(仮称)第四次川越市男女共同参画基本計画(素案)

川越市

目次

第1章 計画の策定に当たって

1	計画策定の趣旨	2
2	計画の性格と位置付け	3
3	計画の期間	3
4	計画策定の背景	4
5	川越市の現状と課題	8

第2章 計画の基本的な考え方

1	計画の基本理念	16
2	計画の基本目標	17
3	計画の将来像	18

第3章 施策の展開

1	施策の体系図	20
2	基本目標と主要課題	
	基本目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画への意識づくり	
	主要課題1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	22
	主要課題2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識啓発	24
	主要課題3 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	26
	基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の推進	
	主要課題4 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	28
	主要課題5 国際的な取組との協調	30
	主要課題6 地域における男女共同参画の促進	31
	基本目標Ⅲ 多様な生き方が選択できる環境づくり	
	主要課題7 仕事と生活の両立支援	33
	主要課題8 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備	36

主要課題9 働く場における男女共同参画の促進	38
主要課題10 生涯を通じた男女の健康支援	41

第4章 計画の推進

1 推進体制の整備・充実	44
2 計画の進行管理	45
3 調査・研究・情報提供	45
4 重点施策	46
5 計画の評価指標	47

第 1 章

計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

近年、我が国を取り巻く社会経済情勢は、少子高齢化の進展並びに国際化・情報化の進展等により、私たちの生活や家族の形態、地域社会のありようにさまざまな影響を与えています。

加えて、世界金融危機を発端とした戦後最大の世界同時不況の中、わが国経済は長期低迷を続け、非正規労働者の増加など雇用環境の悪化と貧困・格差の拡大に直面しています。

このような社会経済情勢のもと、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、生き生きと生活することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀のわが国の最重要課題となっています。

本市では、平成3年(1991年)に「第一次川越市女性計画」を策定し、女性問題の解決のためさまざまな取組を進めてきました。

また、平成13年(2001年)に策定した「第二次川越市女性計画(かわごえ男女共同参画プラン)」では、取組の視点を女性政策から男女共同参画へと質的に転換し、男女が自立して生きられる社会の実現を目指し、施策を展開してきました。

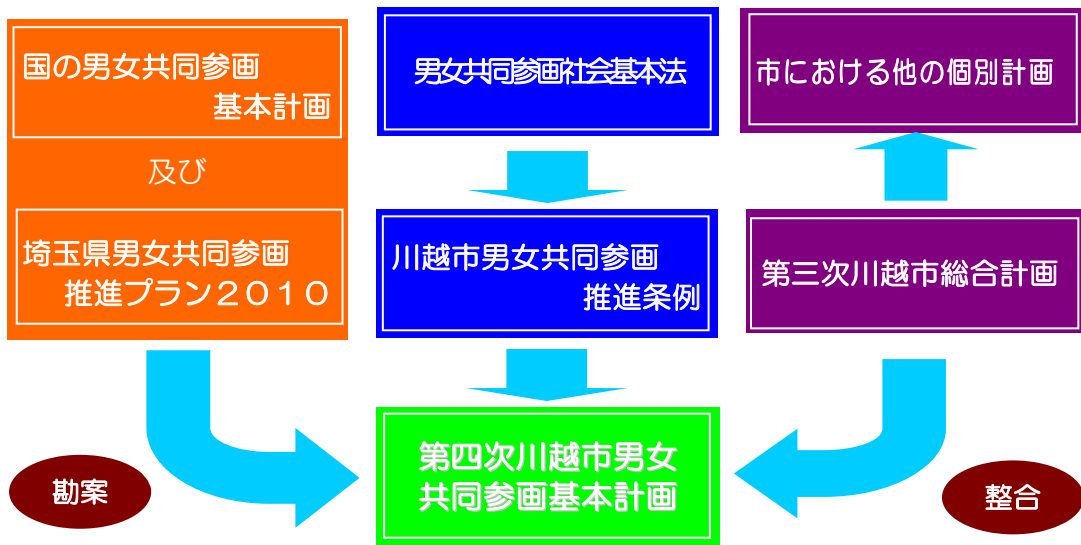
平成13年(2001年)12月には、本市における男女共同参画を総合的・計画的に推進し、豊かで活力ある川越を築くため、「川越市男女共同参画推進条例」(以下「条例」という。)を制定しました。

更に、平成18年(2006年)に策定した「第三次川越市男女共同参画基本計画(かわごえ男女共同参画プランⅢ)」(以下「第三次計画」という。)では、特に力を入れて取り組む重点施策やこれに対する評価指標を設定し、男女共同参画社会の実現に向け、より着実かつ重点的に施策を推進してきました。

この度、平成22年度(2010年度)をもって第三次計画の計画期間が終了するため、社会経済情勢の変化から生じた新たな課題に的確に対応し、本市の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、(仮称)「第四次川越市男女共同参画基本計画(かわごえ男女共同参画プランⅣ)」(以下「本計画」という。)を策定しました。

2 計画の性格と位置付け

- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項及び第 8 条の規定に基づき、本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。
- 本計画は、国の「男女共同参画基本計画」及び埼玉県「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」を勘案して策定するものです。
- 本計画は、「第三次川越市総合計画」や市における他の個別計画との整合を図った計画であるとともに、「川越市男女共同参画に関する意識調査」（以下「意識調査」という。）の結果や市民の意見を尊重して策定するものです。



3 計画の期間

- 本計画の期間は、平成 23 年（2011 年）度から平成 27 年（2015 年）度までの 5 年間とします。

4 計画策定の背景

(1) 世界の動き

国連は、女性差別の撤廃に向けて世界的規模で取り組むため、昭和50年（1975年）を「国際婦人年」と定め、「平等・開発・平和」をテーマとした「国際婦人年世界会議」（第1回世界女性会議）をメキシコシティで開催し、女性の地位向上を図るためのガイドラインとなる「世界行動計画」を採択しました。

また、昭和51年（1976年）から昭和60年（1985年）を「国連婦人の10年」とし、世界各国で女性の地位向上のための施策を、重点的に取り組むこととしました。昭和54年（1979年）には政治・経済・社会・文化等、あらゆる分野における女子差別をなくすために必要な措置を規定した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）を採択し、各国の取組はなお一層推進されることとなりました。

昭和55年（1980年）の「コペンハーゲン会議」（第2回世界女性会議）に続き、昭和60年（1985年）の「国連婦人の10年ナイロビ会議」（第3回世界女性会議）において、西暦2000年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択し、「国連婦人の10年」を締めくくりました。

平成7年（1995年）北京で開催した「第4回世界女性会議」では、男女が対等なパートナーとなるための国際的な指針として「北京宣言」と「行動綱領」を採択しました。「行動綱領」では、平成12年（2000年）までの5年間に優先的に取り組むべき貧困・教育・健康など12の分野における戦略目標を示しました。

そして、平成12年（2000年）にニューヨークで開催した「女性2000年会議」において、「行動綱領」の達成状況の検討・評価が行われるとともに、その完全実施に向けた「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブに関する文書」いわゆる「成果文書」を採択しました。

更に、北京会議から15年がたった平成22年（2010年）、ニューヨークの国連本部において141か国の代表団及び464のNGO等が出席し、第54回国連婦人の地位委員会（「北京+15」）が、「北京宣言及び行動綱領」と第23回国連特別総会「女性2000年会議」成果文書の実施状況の評価を主要テーマに開催されました。

(2) 国及び埼玉県の動き

政府は、「国際婦人年世界会議」で採択された「世界行動計画」を受け、昭和 50 年（1975 年）総理府に婦人問題企画推進本部を設置するとともに、昭和 52 年（1977 年）には今後 10 年間の女性行政関連施策の方向を示した「国内行動計画」を策定し、国際的な潮流に呼応した取組を推進することとなりました。

ことに「男女雇用機会均等法」の制定や「民法」「戸籍法」の改正など男女平等に関する法律や制度面の整備により、昭和 60 年（1985 年）には「女子差別撤廃条約」を批准するに至りました。

昭和 62 年（1987 年）、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を受けて、「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を策定し、平成 3 年（1991 年）には固定的な性別役割分担意識の解消と女性のあらゆる分野における参画を図るため、第一次改定が行われました。

平成 8 年（1996 年）には、北京で開催された「第 4 回世界女性会議」で採択された「北京宣言」「行動綱領」や、男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」を踏まえ、男女共同参画社会の形成の促進に関する新たな計画である「男女共同参画 2000 年プラン」を策定しました。

更に、わが国における男女共同参画社会の形成を促進するため、平成 11 年（1999 年）6 月「男女共同参画社会基本法」を制定するとともに、翌 12 年（2000 年）12 月には同法に基づき「男女共同参画基本計画」を策定し、今後実施する施策の基本的方向や具体的施策を示しました。

国内の推進体制としては、平成 13 年（2001 年）に内閣府に国務大臣や学識経験者で構成する「男女共同参画会議」が設置されるとともに、男女共同参画室が男女共同参画局に改編され強化されました。法律面においても、平成 13 年（2001 年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）を制定、平成 16 年（2004 年）及び 19 年（2007 年）の DV 防止法の改正や、平成 21 年（2009 年）の「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正等により整備が図られてきました。

この度、平成 17 年（2005 年）の「男女共同参画基本計画（第 2 次）」を経て、平成 22 年（2010 年）には、新たに「男女共同参画基本計画（第 3 次）」を閣議決定し、わが国における男女共同参画社会の実現に一層取り組んでいこうとしています。

埼玉県では、こうした国の動きに呼応し、庁内における推進体制や諮問機関の整備に取り組むとともに、「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」（昭和 54 年度から昭和 60 年度まで）、「男女平等社会確立のための埼玉県計画」（昭和 61 年度から平成 7 年度まで）、「2001 彩の国男女共同参画プログラム」（平成 7 年度から平成 13 年度まで）を策定し、男女共同参画社会の形成に努めてきました。

平成 12 年(2000 年)3 月には、全国に先駆けて「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定するとともに、平成 14 年度(2002 年度)には、埼玉県における男女共同参画の推進に関する施策を総合的・計画的に推進するための基本的な計画として、「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」を策定し、施策の推進を図ってきました。この計画の中間年にあたる平成 19 年(2007 年)には、この間の社会経済情勢の変化や新たな県民ニーズに対応するため、計画の見直しを行い、「埼玉県男女共同参画推進プラン」を策定し取組の一層の充実を図っています。

また、近年の社会経済情勢を踏まえて、平成 21 年(2009 年)から男女共同参画推進センターや併設する女性キャリアセンターにおいて、精神面を含めた相談や就労につなげるための講座などを実施し、経済的に困難な女性をはじめとする女性の就労支援に努めています。

(3) 本市の取組

本市では、平成 3 年(1991 年)、「男女が共に尊重しあい、共に支えあって発展する男女共同参画型社会の形成」を目指した「川越市女性計画ー男女ともに善く生きるためにー」を策定し、政策・方針決定過程への女性の参画促進や、女性の職域拡大等の施策の浸透を図るとともに、女性問題情報紙の発行、女性フォーラム、女性大学講座の開催等により女性政策の推進を図ってきました。

平成 10 年(1998 年)には、幅広い分野で活躍する女性団体のネットワークを広げ、市民と行政のパートナーシップを図るため「川越市女性団体連絡協議会」が設立されました。

平成 11 年(1999 年)、この協議会と市が共催で、全国の人口 30 万人以上の都市で構成する「第 10 回女性問題全国都市会議&イーブンライフ in 川越」を開催し、男女共同参画社会の形成に向けた機運の醸成と意識の浸透を図るための取組を行ってきました。

こうした取組を更に充実し新たな課題に対応するため、平成 13 年(2001 年)4 月、第二次川越市女性計画をスタートさせるとともに、同年 12 月には条例を制定し、男女共同参画社会の実現に向け、市、市

民及び事業者が一体となって取組んでいくことを明記しました。

平成 14 年（2002 年）7 月には、男女共同参画社会の促進に向けた、女性の自立支援と社会参画の促進を図るため、川越駅東口の「クラッセ川越」内に「川越市女性活動支援のひろば」を開館し、各種情報及び学習・交流の場を提供しました。また、同施設内において、女性のための「カウンセリングルーム」や「からだの相談」を設置したほか、平成 21 年度から市庁舎内で「女性相談」を開始するなど、相談体制の拡充を図ってきました。

一方、ドメスティック・バイオレンス等の対策としては、平成 18 年度に「川越市DV防止対策ネットワーク会議」を設置し、関係機関のネットワーク化により、被害者の支援体制の整備・充実を図りました。更に、平成 22 年（2010 年）3 月には、DV防止と被害者支援のための諸施策を推進するため、「川越市DV防止と被害者支援に関する計画」を策定したところです。

しかしながら、平成 20 年（2008 年）に実施した意識調査によると、教育面では平等意識は進んでいるものの、社会通念や慣行などに、まだ多くの不平等感が残っていることがうかがえます。

第三次計画の実施率は、平成 21 年度（2009 年度）末で 98%となっておりますが、事業所に対する啓発活動において未実施事業が見られるなど、更に施策の充実を図っていく必要があります。

このようなことから、平成 21 年（2009 年）12 月、「川越市男女共同参画審議会」からの答申を受け、平成 27 年度（2015 年度）までを計画期間とする本計画を策定しました。

5 川越市の現状と課題

(1) 依然として根強い固定的性別役割分担意識

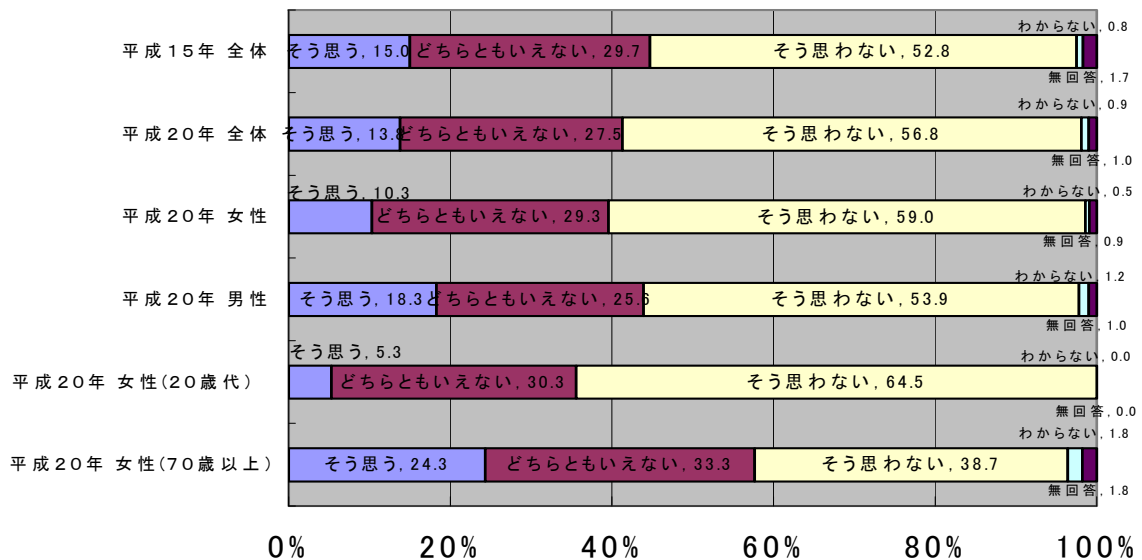
平成20年度に実施した意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識について「そう思う」の肯定派は全体で13.8%、「そうは思わない」の否定派は全体では56.8%となっています。前回調査と比較すると、肯定派は1.2%減り、否定派は4%増えており、徐々にではありますが、固定的性別役割分担意識を否定する人の割合は増えています。

しかしながら、女性では「そう思う」の肯定派は10.3%なのに対し、男性の肯定派は18.3%と女性より高くなっています。

また、年代別に見ると、20歳台女性の肯定派は5.3%なのに対し、70歳以上の女性では24.3%となっており、性別や年代によって、依然として固定的性別役割分担意識が根強いといえます。

このようなことから、今後も多様な手法を駆使して、意識啓発に努める必要があります。

「男は仕事、女は家庭」をどう思うか



資料：「意識調査」より

※グラフの数値の合計は、設問の回答者数を百分率にする際、小数点第2位を四捨五入するため、必ずしも100%にならない場合があります。(以下同様)

(2) 各種審議会への女性の登用率

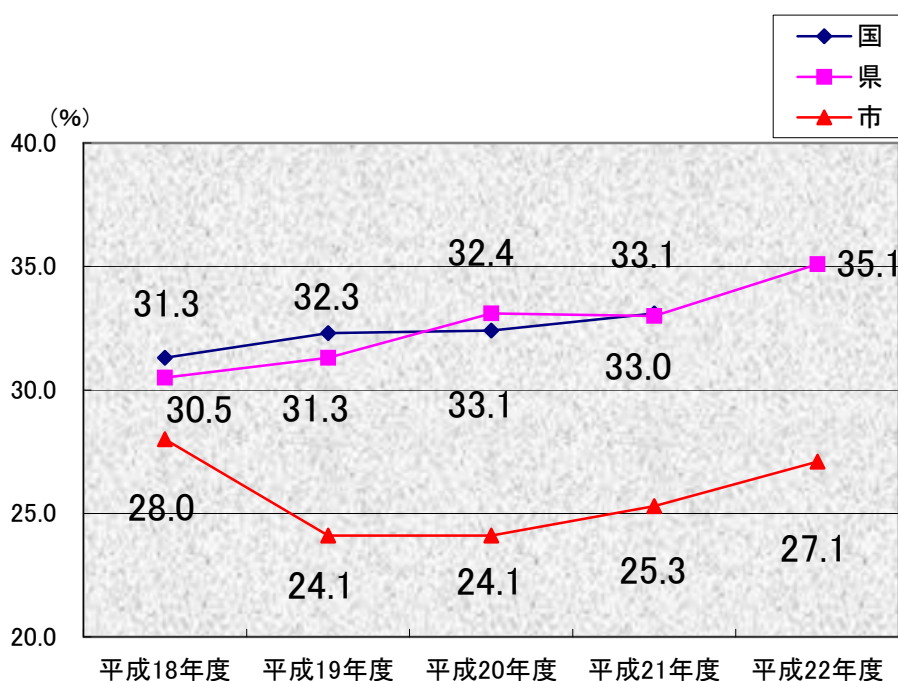
平成18年度からスタートした第三次計画では、「各種審議会等への女性の登用促進」を重点施策の一つと位置づけ、計画の最終年度である平成22年度までに登用率を35%とする目標を設定いたしました。

そのため、平成18年4月には「川越市審議会等における女性委員の登用の促進に関する要綱」を策定するなどして登用促進に努めてきましたが、附属機関見直し等の影響もあり、平成22年4月現在27.1%と計画スタート時より低下している状況です。

少子高齢化が進む中、豊かで活力ある社会を築くためには、社会の構成員の半分を占める女性が政策・方針決定の場に更に参画していくことが必要です。

今後とも、女性の参画促進の重要性、必要性について理解を深めていただきながら、審議会委員等への女性登用率の向上や女性のいない審議会等の解消、また、各種委員会等への女性の登用を推進していくことが必要です。

各種審議会等における女性委員の比率



※各年度、国は9月1日現在。県、市は4月1日現在

※県、市は法律・条例設置の附属機関及び行政委員会

(3) 就労環境と就労意識

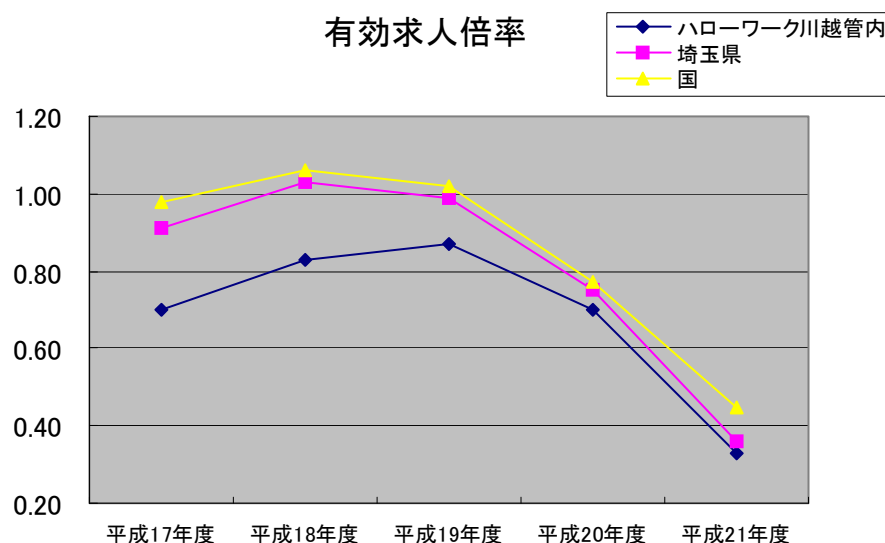
平成14年1月に底を打った国の有効求人倍率(0.50)は、翌年から徐々に上昇し、平成19年6月には1.07まで回復しました。しかしながら、平成22年9月には再び0.55まで悪化しています。ハローワーク川越管内(川越市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市)においてはより深刻で、平成22年9月時点で0.36となっています。

昨今の経済不況の深刻化・長期化などにより、雇用環境の悪化傾向が強まり、男性についても不安定な非正規雇用が増加し、生活困難に陥るリスクが高まっています。

平成20年度の意識調査における女性の就労についての考え方は、「子どもができれば仕事を辞めるが、子どもが成長したら再び職業に就いた方が良い」が全体で41.5%で最も多く、「結婚しても子どもができて職業を持ち続けた方が良い」が31.5%と続いています。前回調査と比較すると、前者は0.6%減少、後者は3.3%増加しており、徐々にではありますが就労を継続したいと考える人の割合は増加しています。

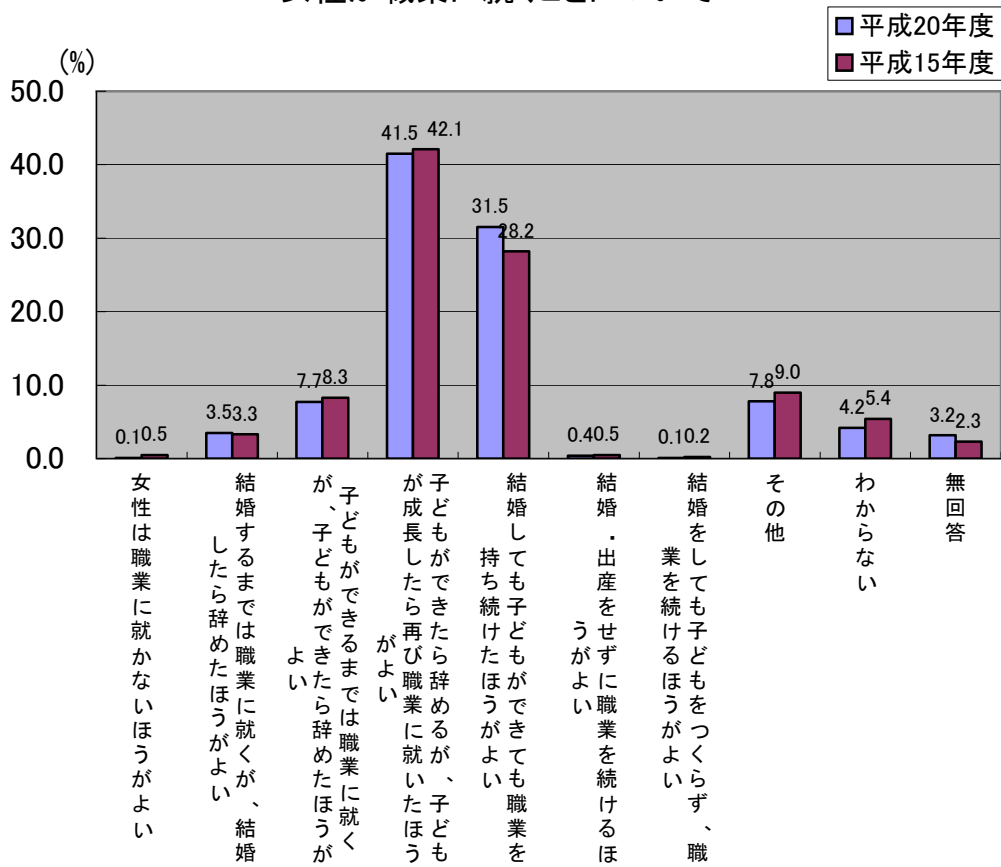
しかしながら、本市における平成18年度から平成22年度までの保育所定員数は増加しているにもかかわらず、待機児童数は増加しており、就労環境は厳しい状況が続いています。

このようなことから、結婚・出産後も女性が働き続けることができるよう、子育て環境の充実や仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進など、女性が働きやすい環境を整備していく必要があります。



※資料：国…厚生労働省「職業安定業務統計」
 県…埼玉労働局「一般職業紹介状況(全数)」
 ハローワーク川越管内…一般職業紹介状況
 ※国・県の数値には、季節調整値を含みます。

女性が職業に就くことについて



資料：平成20年度「意識調査」より

川越市の保育所定員数及び待機児童数

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
入所児童数(人)	2,580	2,655	2,655	2,655	2,735
待機児童数(人)	117	106	108	173	124

資料：川越市保育課

※保育所定員数は市内の施設の定員数

(4) DVの被害者支援

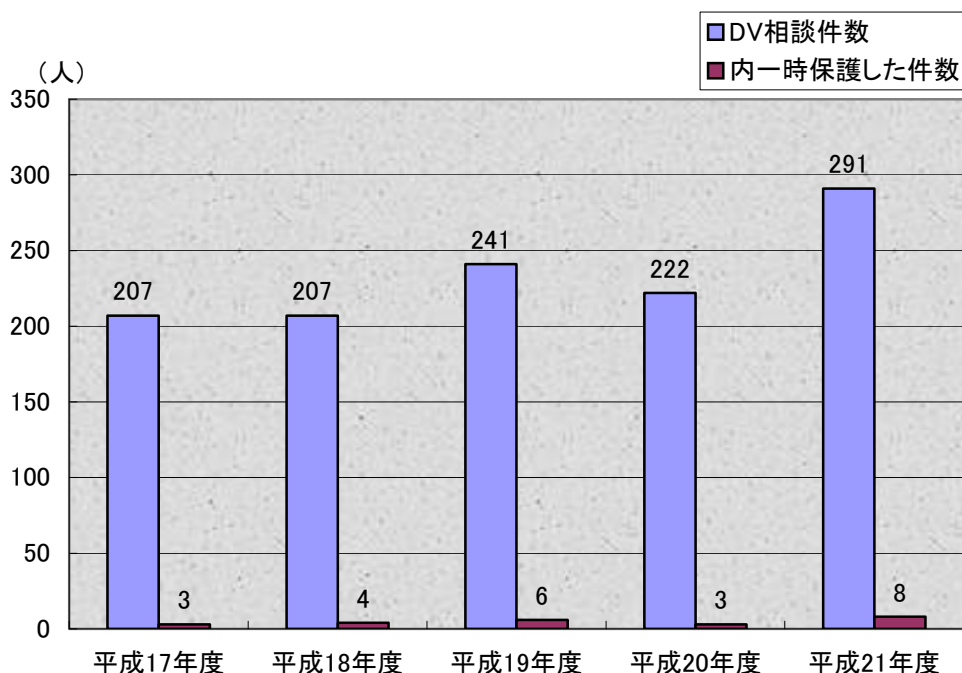
女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成を阻害するものですが、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という））は、近年、大きな社会問題となっています。

本市が受けたDVの相談や一時保護の件数は、増加傾向にあり、その内容も複雑化、深刻化しています。

これまで本市では、関係機関との連携を強化するため、平成18年度に「川越市DV防止対策ネットワーク会議」を設置するとともに、平成22年3月には「川越市DV防止及び被害者支援に関する計画」を策定するなど、DVの防止と被害者支援に努めてきました。

今後は、平成21年度から開設した「女性相談」の体制を更に充実し、配偶者暴力相談支援センターの機能の整備も視野に入れ、より積極的にDVの防止と被害者の支援に取り組んでいく必要があります。

川越市におけるDV相談件数と一時保護した人数



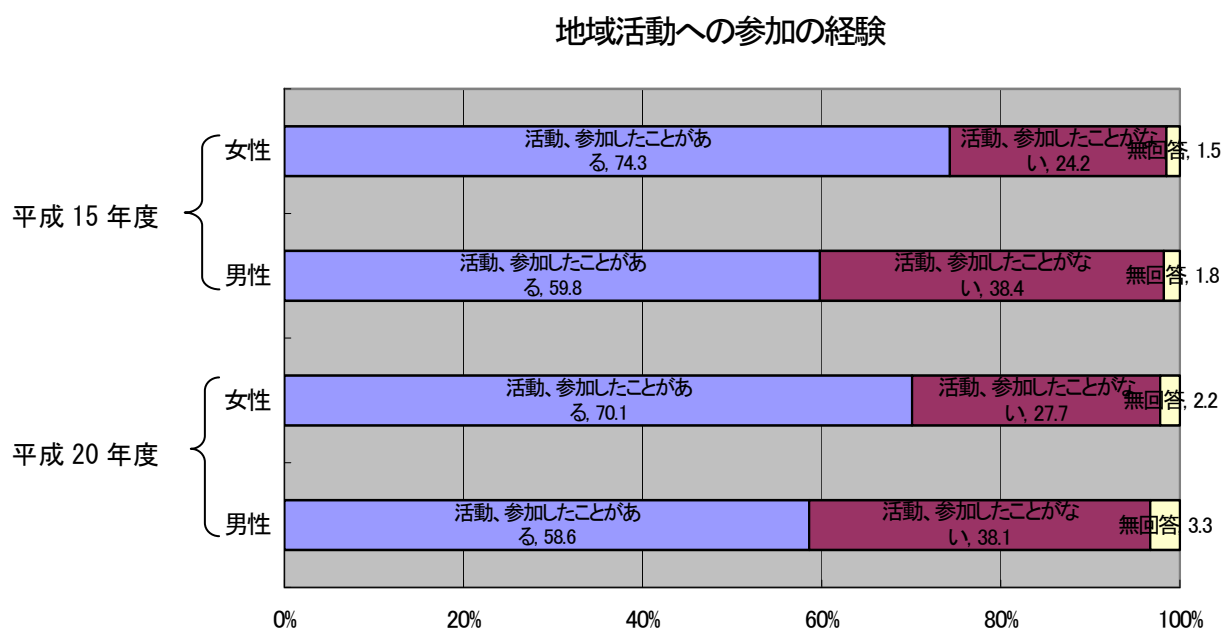
(5) 男性の地域活動への参加

誰もが住み良いまちづくりを進めていくためには、男性も女性も積極的に地域活動に参画していくことが重要です。平成 15 年度の意識調査において、男性の地域活動参加経験は、59.8%と女性の 74.3%を大きく下回っていました。このため、第三次計画では重点施策として平成 20 年度までに地域活動に参加したことがある男性の割合を 70.0%にすることを目標に掲げました。

しかしながら、平成 20 年度の意識調査では、地域活動に「活動したり、参加したことがある」男性の割合が 58.6%と前回調査を下回っており、目標を達成することができませんでした。

「活動したり、参加したことがない」と答えた方に、どのような条件がそろえば参加できるか訊ねたところ、男性では「参加したい内容のものがある」が 37.1%で最も多く、「仕事(勤め、家業)が忙しくない」が 33.6%、「健康である」が 32.8%、「参加のきっかけがある」が 27.9%と続いています。

このことから、男性が参加しやすい環境づくりを推進するとともに、意識啓発や機会づくりに努めることが必要です。



資料：平成 20 年度「意識調査」より

第 2 章

計画の基本的な考え方



1 計画の基本理念

本計画の基本理念は、条例第3条の規定により、次に掲げる6つとします。

- 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として行います。
- 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した、社会における制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮します。
- 男女共同参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、市における施策及び事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として行います。
- 男女共同参画の推進は、家庭生活における家庭の構成員の協力及び社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動と就業、就学その他の社会生活における活動とが円滑に行われるように配慮して行います。
- 男女共同参画の推進は、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について男女の相互の意思が尊重されること及び生涯にわたり男女が健康な生活を営むことに配慮して行います。
- 男女共同参画の推進は、国際社会での取組を十分に理解して行います。

2 計画の基本目標

I 人権の尊重と男女共同参画への意識づくり

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、これが男女共同参画社会基本法の理念の一つとなっています。

男女共同参画社会の形成は、男女が個人として尊重され、平等に取り扱われることを基本として実現するものであり、本計画では、人権の尊重を基本目標のIに据え、男女間における暴力防止の環境づくりや被害者の自立支援を推進していきます。

また、性別による固定的な役割分担意識や、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれのある社会制度や慣行を見直し、男女共同参画意識の啓発を図ります。

更に、男女共同参画の視点に立った家庭や地域、学校における教育・学習を充実し、男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりに努めます。

II あらゆる分野への男女共同参画の推進

男女が社会の対等な構成員として、その個性と能力を十分発揮し、社会のあらゆる分野において参画することができる男女共同参画社会を形成するため、政策・方針決定過程への男女共同参画の推進に努めます。

これまで我が国における男女共同参画の取組は、国際的な動きと連動し、その影響を受けながら推進されてきました。国際化・情報化の進展が急速な今日においては、国際交流や国際理解を促進し、国際的な取組との協調を図る必要があります。

また、市民にとって最も身近な地域における男女共同参画の促進は、男女共同参画社会を形成するために大変重要です。地域活動における男女共同参画を促進するとともに、女性の参画が遅れている、まちづくり・観光・環境などの分野において、男女がともに参画し、施策を立案・実施することにより、活力ある地域社会を形成します。

Ⅲ 多様な生き方が選択できる環境づくり

誰もが生き生きと暮らせる社会をつくるため、男女がそれぞれの価値観やライフスタイルの多様性を認め合い、家庭・職場・地域においてバランスのとれた生活ができるよう環境を整備することが必要です。

特に、団塊の世代の人々が大量に定年退職した今日、男性と女性がいかに家庭や地域で協力しあい、生きがいを見出すことができるかが大きな課題となっています。

本計画では、仕事と生活の両立を支援するため、男女がお互いに協力し、責任を果たすことができるよう家庭における男女共同参画を促進するとともに、男女が安心して子育て・介護ができる環境づくりに努めます。

また、高齢者や障害のある人が安心して暮らせる環境づくりに努めるとともに、ひとり親家庭の自立を支援します。

男女が対等なパートナーとして働くことができる職場の環境づくりを促進するとともに、女性が個性と能力を十分に発揮し、さまざまな分野にチャレンジできるよう、女性の再就職・起業等を支援します。

更に、生涯を通じた男女の健康の保持・増進への取組や、健康をおびやかす問題について啓発に努めるとともに、妊娠・出産等に関する健康支援を実施します。

3 計画の将来像

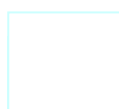
本計画の推進によって目指すべき将来像は、

一人ひとりが生き生きと暮らせる社会の実現

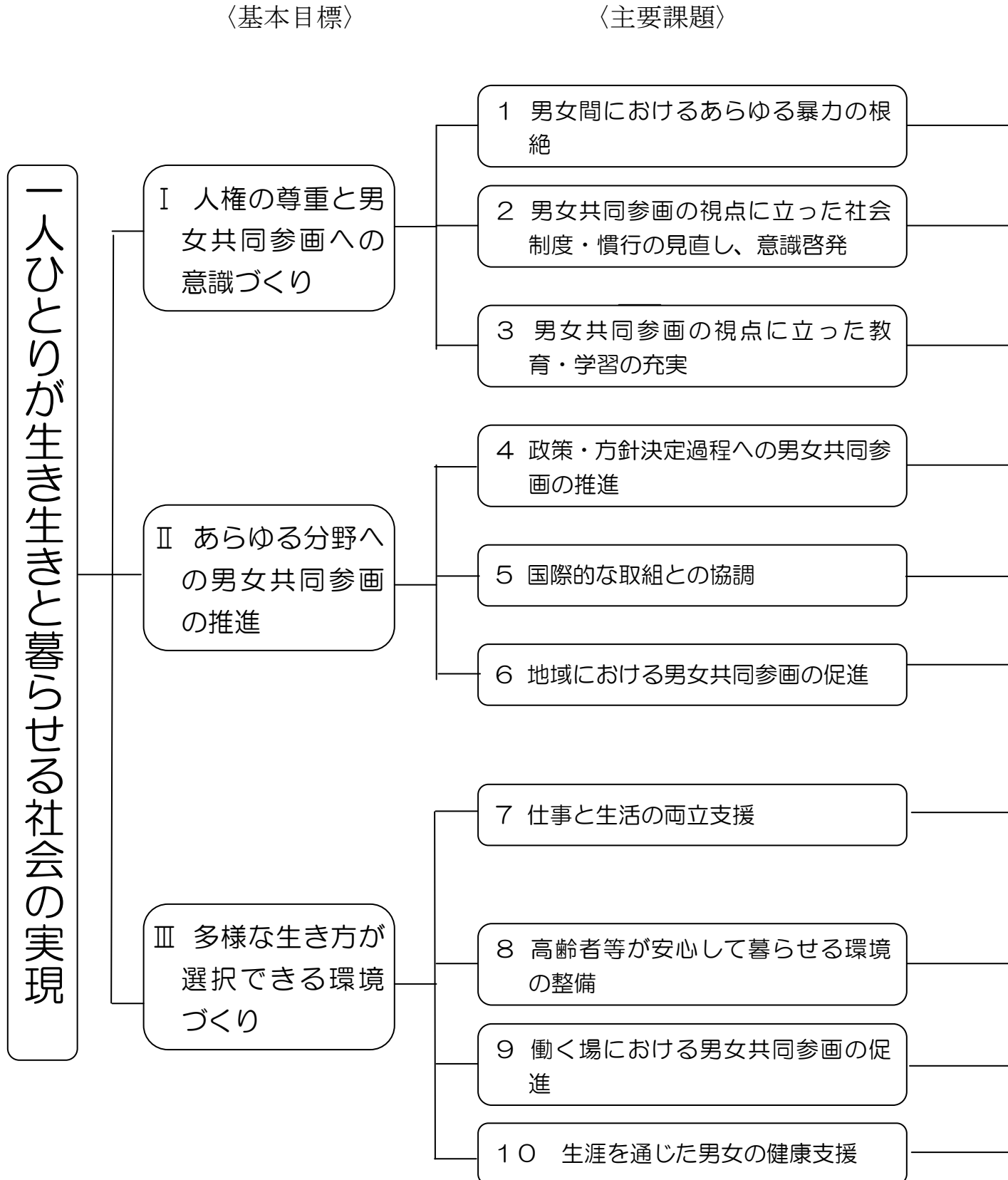
とします。

第 3 章

施策の展開



1 施策の体系図



〈主要施策〉

(1) 男女間における暴力防止の環境づくり

(2) 被害者の保護と自立支援の充実

(3) 男女共同参画の理解、意識改革のための広報・啓発

(4) 男女共同参画に関する調査・研究

(5) 男女共同参画の視点に立った学校教育等の推進

(6) 男女共同参画の視点に立った生涯学習等の推進

(7) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

(8) 事業者・市民団体等への支援の充実

(9) 国際的な取組への理解と外国籍市民への支援の充実

(10) 地域活動等における男女共同参画の促進

(11) まちづくり・観光・環境の分野における男女共同参画の促進

(12) 家庭における男女共同参画の促進

(13) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実

(14) 子育てや介護と仕事の両立の実現へ向けた環境づくり

(15) 高齢者や障害のある人が安心して暮らせる環境づくり

(16) ひとり親家庭等が自立した生活を営むための支援

(17) 多様な働き方ができる環境づくり

(18) 女性のチャレンジ支援

(19) 生涯を通じた男女の健康支援

2 基本目標と主要課題

基本目標 I 人権の尊重と男女共同参画への意識づくり

主要課題1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

男女が互いの人権を尊重し合い、家庭や地域、職場等あらゆる分野において対等な関係が築けるよう、男女間における暴力防止の環境づくりを推進するとともに、被害者の保護と自立支援の充実に努めます。

主要施策(1) 男女間における暴力防止の環境づくり

No.	施策	概要	事業	区分	担当課
1	暴力防止の環境づくり	DVやストーカー行為など男女間のあらゆる暴力の予防と根絶等に関する広報・啓発及び学習機会の充実に努めます。	①広報紙等による啓発活動の充実	継続	男女共同参画課 人権推進課
			②若年層への男女間の暴力予防の啓発	新規	男女共同参画課
			③人権に関する学習会等の開催	継続	教育指導課
			④メディア・リテラシーの向上の取組	継続	男女共同参画課
			⑤青少年に有害な社会環境の浄化	継続	青少年課

主要施策（２） 被害者の保護と自立支援の充実

No.	施策	概要	事業	区分	担当課
1	DV被害者に対する支援の充実	「川越市DV防止及び被害者支援に関する計画」に基づき、配偶者暴力相談支援センターを整備し、相談体制のワンストップ化等を図るとともに、被害者の保護と自立支援を推進します。	①配偶者暴力相談支援センターの整備・充実	新規	男女共同参画課 子育て支援課 高齢者いきがい課
			②民間シェルターへの支援の検討	新規	男女共同参画課
2	セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の被害者に対する支援の充実	セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等に関する相談体制を充実するとともに、支援に関する情報の提供を実施し、被害者支援の充実を図ります。	①相談体制の充実	継続	男女共同参画課 人権推進課
			②支援に関する情報の提供	継続	男女共同参画課 子育て支援課 広聴課 安全安心生活課
3	関係機関との連携の推進	川越市DV防止対策ネットワーク会議などの開催を通して、関係機関との連携を推進します。	①川越市DV防止対策ネットワーク会議の充実	継続	男女共同参画課
			②庁内連絡会議の充実	新規	男女共同参画課

主要課題2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識啓発

男女が性別による固定的役割分担意識にとらわれず、様々な分野で個性と能力が十分に発揮することができるよう、男女共同参画の視点に立ってこれまでの社会制度や慣行を見直すことが必要です。

このため、男女共同参画に関する理解、意識改革のための広報・啓発を推進するとともに、先進事例等の調査・研究に努めます。

主要施策(3) 男女共同参画の理解、意識改革のための広報・啓発

No.	施策	概要	事業	区分	担当課
1	各種講座やイベントの開催	男女共同参画の理解と固定的性別役割分担等の意識改革を図るため、男女が参加しやすい講座やイベントを開催します。	①男女共同参画講座等の開催	継続	女性会館 中央公民館
			②国・県と連携した啓発	継続	男女共同参画課 女性会館
2	情報紙等による啓発	多様なメディアを活用した効果的な広報・啓発活動を行います。	①男女共同参画情報紙の発行	継続	男女共同参画課
			②市ホームページ等による啓発	継続	男女共同参画課
3	市民団体等との協働による啓発事業の推進	市民団体等と協働し、市民ニーズに即した分かりやすい視点から意識改革を推進します。	①男女共同参画意識啓発事業	新規	男女共同参画課
			②イーブンライフ in 川越事業	継続	男女共同参画課
			③父親育児講座事業	新規	子育て支援課
4	市職員への啓発	研修会等の開催や推進員の機能の充実を図り、市職員への啓発を推進します。	①職員研修会の開催	継続	男女共同参画課 職員課
			②男女共同参画推進員の機能充実	継続	男女共同参画課
5	メッセージ等による啓発	男女共同参画を推進するため、市民や事業所等に向けメッセージを発信します。	①男女共同参画に関するメッセージの発信	新規	男女共同参画課

主要施策（４） 男女共同参画に関する調査・研究

No.	施策	概要	事業	区分	担当課
1	調査・研究の推進	市の施策に男女共同参画の視点を盛り込む基礎資料とするため、先進事例や統計等の調査・研究を行います。	①男女共同参画意識調査の実施	継続	男女共同参画課
			②男女共同参画に関する先進的取組等の調査・研究	継続	男女共同参画課
2	情報の収集・提供	男女共同参画に関する先進事例、統計等の情報を収集し、提供します。	①男女共同参画情報コーナーの整備	継続	男女共同参画課
			②女性活動支援のひろばの資料コーナーの整備	継続	男女共同参画課

主要課題3 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

次代を担う子どもたちが、人権を尊重し、男女平等意識を持った大人に成長するよう、男女共同参画の視点に立った学校教育等を推進します。

また、家庭や地域、職場等あらゆる分野で男女が対等な立場で社会参画できるよう、男女共同参画の視点に立った生涯学習等を推進します。

主要施策(5) 男女共同参画の視点に立った学校教育等の推進

No.	施策	概要	事業	区分	担当課
1	男女共同参画の視点に立った教育の充実	子どもの発達段階に応じて、人権を尊重した教育を実践し、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さ、性教育等について指導の充実を図ります。	①男女共同参画教育の取組	継続	教育指導課 教育財務課
			②男女平等教育推進委員会の取組	継続	教育センター
2	教職員等の研修の充実	教職員等を対象とし、男女共同参画の視点に立った研修を充実させます。	①男女平等教育研修会の開催	継続	教育指導課 教育センター
			②保育士、学童保育指導員への研修会の開催	継続	男女共同参画課
3	男女共同参画の視点に立った進路指導の充実	生徒が性別にとらわれず、その個性と能力に合った進路が選択できるよう適切な指導を実施します。	①生徒の適性に合った進路指導	継続	学校管理課 教育指導課
			②職場体験活動の実施	継続	教育指導課
4	男女共同参画の視点に立った学校運営等の推進	男女共同参画の視点に立った学校運営、PTA活動等を推進します。	①男女共同参画の視点に立った諸表簿の作成	継続	学校管理課
			②PTA活動における男女共同参画の促進	継続	地域教育支援課

主要施策（6） 男女共同参画の視点に立った生涯学習等の推進

No.	施策	概要	事業	区分	担当課
1	各種講座やイベントの開催	男女が性別にかかわらず対等な立場で、家庭、地域、学校及び職場に参画できる社会を作るための講座等を開催します。	①各種講座の開催	継続	中央公民館 女性会館
			②各種資格取得講座の開催	継続	女性会館
			③男女共同参画出前講座の開催	継続	男女共同参画課
			④男女共同参画講座の開催	継続	男女共同参画課
2	家庭教育の充実	子育てなどに関する学習の機会を提供することにより、家庭教育の充実を図ります。	①家庭教育学級の開催	継続	中央公民館 健康づくり支援課
			②親の学習講座の開催	新規	地域教育支援課
3	地域の人材育成	地域の人材（リーダー）を育成するとともに、市民活動団体やボランティア活動等を支援します。	①市民活動団体の支援	継続	福祉推進課 市民活動支援課
			②ボランティア活動の支援	継続	福祉推進課 市民活動支援課
			③ボランティア養成講座の開催	継続	福祉推進課 中央公民館

基本目標 II あらゆる分野への男女共同参画の推進

主要課題4 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

男女共同参画社会の形成にとって、政策・方針決定過程への女性の参画は極めて重要な課題です。

本計画では、各種審議会等における女性の登用等政策・方針決定過程への女性の参画を推進するとともに、事業者や市民団体等においても女性の参画を促進するため、支援の充実に努めます。

主要施策（7） 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

No.	施策	概要	事業	区分	担当課
1	審議会等への女性の登用推進	各種審議会等への女性委員の登用を推進するとともに、登用を推進する方策を充実します。	①各種審議会等への女性の登用推進	継続	男女共同参画課
			②公募委員の拡大	継続	行政改革推進課
			③クオータ制の導入の研究	新規	男女共同参画課 行政改革推進課
			④男女共同参画人材リストの充実	継続	男女共同参画課
2	市女性職員の登用推進	女性職員の管理監督者への登用を推進するとともに、庁内で組織される各種委員会等への登用を推進します。	①管理監督者への登用推進	継続	職員課
			②庁内における各種委員会等への登用推進	新規	男女共同参画課

主要施策（8） 事業者・市民団体等への支援の充実

No.	施策	概要	事業	区分	担当課
1	事業所等における方針決定過程への女性の参画促進	事業所等における女性の参画の意義について理解を深めるため、積極的な広報・啓発活動を行っていきます。	①企業経営者・管理者等を対象にした意識啓発	継続	緊急地域経済対策室 子育て支援課 男女共同参画課
2	市民団体等における方針決定過程への女性の参画促進	自治会等における女性の参画の必要性等について理解を深めるため、積極的な広報・啓発活動を行っていきます。	①自治会を対象にした意識啓発	継続	市民活動支援課 男女共同参画課
			②自治会以外の市民団体を対象にした意識啓発	継続	男女共同参画課

主要課題5 国際的な取組との協調

我が国の男女共同参画は、国際的な取組とともに施策の推進が図られてきました。外国籍市民の増加等日常生活の様々な場面で国際化が進む中、男女共同参画に関する国際的な取組への理解を推進するとともに、外国籍市民が安心して暮らせるよう支援していきます。

主要施策（9） 国際的な取組への理解と外国籍市民への支援の充実

No.	施策	概要	事業	区分	担当課
1	国際理解のための教育の推進	国際問題や外国の文化についての学習機会を提供し、児童生徒の国際コミュニケーション能力を育成します。	①学校における外国語教育の充実	継続	教育指導課 教育センター
			②AETの活用推進	継続	教育指導課 教育センター
2	男女共同参画に向けた平和意識の高揚	市民参加による平和事業の実施や、平和教育の充実により、男女共同参画に向けた平和意識の高揚を図ります。	①平和施策事業	継続	総務課
			②学校における世界の平和と発展に貢献する教育の充実	継続	教育指導課
3	国際的取組への理解と情報の収集・提供	男女共同参画に関する国際的な取組に関する情報を収集し、提供します。	①男女共同参画に関する国際的な取組の情報の収集と提供	継続	男女共同参画課 文化振興課
4	外国籍市民への支援	外国籍市民が安心して暮らせるように、外国語による生活関連情報の提供や、日本語教室等の学習機会及び相談体制の充実を図ります。	①外国語による生活関連情報の提供	継続	文化振興課 観光課
			②日本語教室等の学習機会の充実	継続	文化振興課
			③外国籍市民への相談体制の充実	継続	文化振興課

主要課題6 地域における男女共同参画の促進

豊かで活力のある地域づくりを促進するためには、男女がともに地域活動に参画し、地域の連帯感を深めていくことが重要です。

とりわけ、地域における防災や防犯の分野においては、女性の視点やニーズを活かした取組が必要不可欠ことから、より一層、女性の参画を促進し、地域の安全の基盤づくりに努めます。

また、まちづくり・観光・環境の分野においても、男女共同参画の視点に立った人材育成やネットワークの構築等女性の活躍を促進し、更なる地域の活性化を図ります。

主要施策（10） 地域活動等における男女共同参画の促進

No.	施策	概要	事業	区分	担当課
1	市民が地域活動等に参画しやすい環境づくり	男女の地域活動等への参画を促進します。	①地域におけるスポーツ活動への参画促進	新規	スポーツ振興課
			②地域清掃への参画促進	新規	資源循環推進課
2	男女共同参画の視点に立った地域防災の促進	防災の分野に女性の視点やニーズを活かすため、女性の参画を促進し、地域の安全の基盤づくりに努めます。	①地域防災への女性の参画促進	継続	防災危機管理課 男女共同参画課
3	男女共同参画の視点に立った地域防犯の促進	防犯の分野に女性の視点やニーズを活かすため、女性の参画を促進し、地域の安全の基盤づくりに努めます。	①地域防犯への女性の参画促進	継続	男女共同参画課
			②犯罪情報、防犯情報の共有	継続	安全安心生活課

主要施策（11） まちづくり・観光・環境の分野における男女共同参画の促進

No.	施策	概要	事業	区分	担当課
1	男女共同参画の視点に立ったまちづくりの促進	まちづくりの分野において、男女共同参画を促進し、地域の活性化を図ります。	①女性の参画促進	継続	都市計画課 都市景観課 男女共同参画課
			②女性を含むすべての市民にやさしいまちづくりの推進	継続	都市計画課 都市景観課
2	男女共同参画の視点に立った観光の促進	観光の分野において、男女共同参画を促進し、地域や地域経済の活性化を図ります。	①女性の参画促進	継続	観光課 男女共同参画課
			②男女のニーズの違いや性差を反映した観光の取組の推進	新規	観光課
3	男女共同参画の視点に立った環境の促進	環境の分野において、男女共同参画を促進し、地域の活性化を図ります。	①女性の参画促進	継続	環境政策課 資源循環推進課 男女共同参画課
			②人材育成とネットワークの構築	新規	環境政策課

基本目標 Ⅲ 多様な生き方が選択できる環境づくり

主要課題7 仕事と生活の両立支援

男女がともに子育てや介護など家庭生活における責任を果たしながら、地域活動等に積極的に参画できる社会の形成には、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進が不可欠です。

そこで、家庭における男女共同参画を促進するとともに、各種保育サービスの充実等多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実に努めます。

更に、男女が安心して子育てや介護ができる環境づくりを促進し、仕事と生活の両立支援に努めます。

主要施策（12） 家庭における男女共同参画の促進

No.	施策	概要	事業	区分	担当課
1	仕事と生活の調和の意識啓発	仕事中心の働き方を見直し、家庭生活において男女が互いに協力し、家族の一員として責任を果たしていける環境づくりを促進します。	①ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	新規	男女共同参画課 子育て支援課
2	男性の参画促進	家庭における男性の家事・育児・介護への参画を促進するため、これらに関する各種講座を開催します。	①男性による家事・育児・介護の各種講座の開催	継続	中央公民館 子育て支援課 健康づくり支援課 高齢者いきがい課 男女共同参画課 女性会館

主要施策（13） 多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実

No.	施策	概要	事業	区分	担当課
1	多様な就労形態にあった保育サービスの充実	通常保育をはじめ、延長保育など様々な保育サービスの充実に努めます。	①保育事業の充実（通常保育、統合保育、延長保育、土曜保育、一時的保育、病児・病後児保育）	継続	保育課
			②認可外保育施設への助成制度の充実	継続	保育課
2	学童保育室の整備・充実	保護者が就労等により家庭にいない小学生を保育する学童保育室の整備・充実に努めます。	①学童保育室事業の充実	継続	教育財務課
			②障害児学童保育室への支援	継続	教育財務課
3	子育て講座・教室の開催	子育て中の家庭で仕事と家庭の両立ができるように各種講座・教室の充実に努めます。	①子育て支援講座の開催	継続	中央公民館
			②ひとり親家庭対象の情報交換会の開催	継続	子育て支援課
4	ファミリー・サポート・センターの充実	地域において子育ての相互支援を行うファミリー・サポート・センターの充実に努めます。	①ファミリー・サポート・センター事業の充実	継続	保育課
5	地域子育て支援拠点事業の充実	地域における子育てを支援するため、地域子育て支援センターの充実に努めます。	①子育て相談の充実	継続	保育課
			②子育てに関する情報の提供	継続	保育課
			③子育てサークルの育成・支援	継続	保育課

主要施策（14） 子育てや介護と仕事の両立の実現へ向けた環境づくり

No.	施策	概要	事業	区分	担当課
1	事業所等における子育て支援	事業所等に対して、安心して子育てと仕事が両立できる環境づくりを促進します。	①特定事業主行動計画の推進	継続	職員課
			②一般事業主行動計画の策定促進	継続	子育て支援課
			③育児・介護休業制度の普及・促進	継続	緊急地域経済対策室 職員課
2	事業所等における介護支援	事業所等に対して、安心して介護と仕事が両立できる環境づくりを促進します。	①育児・介護休業制度の普及・促進	継続	緊急地域経済対策室 男女共同参画課

主要課題8 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備

少子・高齢化の進展や経済の長期低迷に加えて、地域社会における人間関係の希薄化等により、高齢者、障害者、ひとり親家庭等は、家庭や社会生活において様々な困難に直面しています。

一人ひとりが家族や地域そして社会全体の支えあいのもと、豊かでいきいきとした生活を送れるよう、高齢者や障害のある人が安心して暮らせる環境づくりに努めます。

また、ひとり親家庭等が自立した生活を営むための支援の充実を図ります。

主要施策（15） 高齢者や障害のある人が安心して暮らせる環境づくり

No.	施策	概要	事業	区分	担当課
1	介護保険事業の充実	介護を必要とする人やその家族が安心して暮らせるよう、介護保険事業の充実を図ります。	①介護保険事業計画等推進事業	継続	介護保険課
			②介護保険サービスの整備・充実	継続	介護保険課
2	高齢者福祉サービスの充実	高齢者が安心して暮らせるよう、高齢者福祉サービスの充実を図ります。	①在宅福祉サービスの充実	継続	高齢者いきがい課
			②住環境整備の充実	継続	高齢者いきがい課 建築住宅課
			③相談支援体制の充実	継続	高齢者いきがい課
3	障害者福祉サービスの充実	障害のある人が安心して暮らせるよう、障害者福祉サービスの充実を図ります。	①在宅福祉サービスの充実	継続	障害者福祉課
			②施設福祉サービスの充実	継続	障害者福祉課
			③相談支援体制の充実	継続	障害者福祉課
			④住環境整備の充実	継続	建築住宅課
4	雇用・就業機会の確保と拡大	高齢者や障害のある人の就業機会の確保と拡大を図ります。	①シルバー人材センター事業の促進	継続	高齢者いきがい課
			②障害者就労支援センターの充実	継続	障害者福祉課
5	社会参加の促進	高齢者や障害のある人の社会参加を促進するため、学習や交流の場を確保します。	①学習・交流の機会と場の確保	継続	中央公民館 高齢者いきがい課 障害者福祉課

主要施策（16） ひとり親家庭等が自立した生活を営むための支援

No.	施策	概要	事業	区分	担当課
1	相談体制の充実	ひとり親家庭等が抱える様々な悩みを解決するため、相談体制の充実を図ります。	①相談員の確保と人材育成	継続	子育て支援課
2	ひとり親家庭への生活支援の充実	ひとり親家庭等の日常生活に対する支援や、就労による自立支援を充実します。	①日常生活支援の充実	継続	子育て支援課
			②就労支援の充実	継続	子育て支援課

主要課題9 働く場における男女共同参画の促進

男女がそれぞれの価値観やライフスタイルに応じ、多様で柔軟な働き方ができる環境の整備が望まれています。

しかしながら、雇用や賃金そして昇進等において男女間に格差があるのが現状です。更に、女性は、男性に比べてパート、アルバイト等の非正規雇用の割合も高く、過半数を超えています。

男女が性別により差別されることなく、能力に応じた機会や待遇が確保され、その能力が十分に発揮できるよう、多様な働き方ができる環境づくりを促進するとともに、女性の再就職・起業等のチャレンジ支援に努めます。

主要施策（17） 多様な働き方ができる環境づくり

No.	施策	概要	事業	区分	担当課
1	再雇用制度、短時間勤務制度等の普及・促進	育児や介護で退職した女性の職場復帰を促進するため、再雇用制度等の普及を促進します。また、短時間勤務等の普及・促進など多様な働き方ができる環境づくりを進めます。	①再雇用制度の普及・促進	新規	緊急地域経済対策室 子育て支援課 男女共同参画課
			②短時間勤務、在宅勤務等の普及・促進	新規	緊急地域経済対策室 子育て支援課 男女共同参画課
2	男女共同参画の推進に取り組んでいる事業所等の普及・啓発	男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業所等の普及・啓発に努めます。	①男女共同参画実践事業所等の普及・啓発	新規	男女共同参画課 子育て支援課
3	入札制度における優遇策等の研究	市が行う入札に際し、男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業所等に対する優遇策等を研究します。	①入札の際の優遇策等の研究	新規	契約課
4	認定農業者の育成支援	農業分野において、女性が対等なパートナーとして経営に参画できるよう支援します。	①認定農業者の育成支援	継続	農政課

5	家族経営協定の普及・啓発	農業分野において家族一人ひとりの役割と責任を明確にし、女性がいきいきと働き、能力が発揮できる環境づくりを支援します。	①家族経営協定の普及・啓発	継続	農政課 農業委員会事務局
6	農業関連の女性組織への活動支援	農業における男女共同参画を促進し、女性がいきいきと働き、能力が発揮できるよう支援します。	①女性を対象とした技術・経営等の研修機会の充実	継続	農政課

主要施策（18） 女性のチャレンジ支援

No.	施策	概要	事業	区分	担当課
1	再就職等に関する支援の充実	各種研修会の開催や情報提供等により、再就職や非正規雇用から正規雇用への転換を希望する女性を支援します。	①就労情報の提供	継続	緊急地域経済対策室 女性会館
			②職業能力開発講座の充実	継続	緊急地域経済対策室
			③各種資格取得講座の充実	継続	緊急地域経済対策室 女性会館
			④労働相談の充実	継続	緊急地域経済対策室
			⑤無料職業紹介の充実	新規	子育て支援課 生活福祉課 障害者就労支援センター 緊急地域経済対策室
2	起業に関する支援の充実	起業意欲のある女性の開業・開店等を育成・支援します。	①チャレンジ事例の普及・啓発	新規	男女共同参画課
			②融資相談の充実	新規	商工振興課
			③低利融資制度の充実	新規	商工振興課

主要課題10 生涯を通じた男女の健康支援

男女が生涯を通じて健康で快適な人生を送るためには、互いの身体的な特徴や性について理解を深め、思いやりをもって生きていくことが重要です。

妊娠、出産等に関する健康支援や健（検）診の充実に努めるとともに、飲酒や喫煙、薬物乱用防止についての啓発活動を行い、生涯を通じた男女の健康支援に努めます。

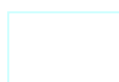
主要施策（19） 生涯を通じた男女の健康支援

No.	施策	概要	事業	区分	担当課
1	性と生殖に関する正しい理解の促進	性と生殖に関して、健康であることの重要性を正しく理解できるよう啓発に努めます。	①性と生殖に関する正しい理解の普及・啓発	継続	男女共同参画課
			②学校における性教育の充実	継続	教育指導課
2	妊娠・出産等に関する健康支援	安心して安全に子どもを産み育てることができるよう、支援体制の充実に努めます。	①妊娠・出産に関する相談、健康診査、保健指導の充実及び情報提供	継続	健康づくり支援課 子育て支援課
			②不妊に関する相談・支援	継続	健康づくり支援課
			③妊娠・出産に関する助成制度の充実	継続	健康づくり支援課
3	健康相談の充実	生涯を通じた健康づくりを促進するため、健康相談を実施します。	①メンタルヘルス相談事業	継続	保健予防課 職員課
			②健康教育・健康相談	継続	健康づくり支援課
4	健（検）診の充実	市民の健康管理を推進するため、各種健康診査を実施します。	①特定健康診査事業	継続	国民健康保険課
			②特定保健指導事業	継続	国民健康保険課
			③後期高齢者医療健康診査事業	継続	医療助成課
			④成人健（検）診事業	継続	成人健診課
			⑤歯の健康に関する知識の普及・啓発	継続	健康づくり支援課
			⑥健康診査事後相談	継続	成人健診課

5	HIV/エイズ及び性感染症についての対策の推進	エイズを含む性感染症に関する正しい知識の普及・啓発及び検査を実施することにより、まん延の防止に努めます。	①エイズ対策推進事業（普及・啓発事業）	継続	保健予防課
			②エイズ対策推進事業（相談・検査事業）	継続	保健予防課
			③HIV/エイズ及び性感染症の予防に向けた健康教室の開催	継続	教育指導課
			④性感染症相談	継続	保健予防課
6	飲酒・喫煙防止の啓発	飲酒・喫煙が健康に及ぼす弊害について啓発活動を実施します。	①広報・ポスター等による啓発	継続	健康づくり支援課 青少年課
			②飲酒・喫煙防止に向けた健康教室の開催	継続	教育指導課
7	薬物乱用防止の啓発	薬物乱用が身体及び精神の健康に及ぼす弊害について啓発活動を実施します。	①広報・ポスター等による啓発	新規	保健総務課 青少年課
			②薬物乱用に向けた健康教室の開催	新規	教育指導課

第 4 章

計 画 の 推 進



計画の推進

本計画を効果的に推進するため、市民や事業者等との連携・協力を図りながら、推進体制の整備・充実に努めます。

また、本計画を実効性のあるものとするため、進行管理を的確に実施するとともに、男女共同参画関連施策の調査・研究及び情報提供も重要です。

1 推進体制の整備・充実

男女共同参画社会の実現に向けて、本計画を効果的に推進し目標を達成するため、市、市民及び事業者等が一体となった推進体制の整備・充実に努めます

また、市政の範囲を超える課題については、国や県と連携し対応を図るとともに、男女共同参画審議会や庁内体制の機能充実に努めます。

- 男女共同参画審議会の機能充実
- 男女共同参画庁内会議の機能充実
- 国・県、市民及び事業者等との連携強化
- 計画の周知
- 男女共同参画に関する苦情処理への対応
- 男女共同参画を推進するための施設の整備・充実

2 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとするため、進行管理を着実に実施し、進捗状況の点検・評価に努めます

- 推進状況の進行管理
- 進捗状況の点検・評価

3 調査・研究・情報提供

本計画を推進するため、推進体制の整備・充実、計画の進行管理とともに、男女共同参画に関連する施策等の調査・研究及び情報提供に努めます。

- 男女共同参画関連施策の調査・研究
- 各種情報の収集
- 各種意識調査の実施
- 各種調査等をはじめとする情報の提供

4 重点施策

男女共同参画社会の形成をより効果的に推進するため、19の主要施策のうち、より緊急性・重要性の高い以下の7つの施策を重点施策とします。

主要課題1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

主要施策（2）被害者の保護と自立支援の充実

「川越市DV防止及び被害者支援に関する計画」に基づき、配偶者暴力相談支援センターの機能の整備・充実に努めるとともに、関係機関との連携強化を図り、DV被害者に対する保護と自立支援を推進します。

主要課題4 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

主要施策（7）政策・方針決定過程への女性の参画の推進

女性の政策・方針決定過程への参画を推進するため、市が率先して各種審議会等への女性の登用を推進します。

主要課題6 地域における男女共同参画の促進

主要施策（10）地域活動等における男女共同参画の促進

市民一人ひとりが男女共同参画について理解を深めるため、地域に根ざした啓発活動を進め、男女がともに地域活動等に参画しやすい環境づくりに努めます。

主要課題7 仕事と生活の両立支援

主要施策（12）家庭における男女共同参画の促進

仕事中心の働き方を見直し、家庭における家事・育児・介護に男女がともに参画できる環境づくりに努めます。

主要施策（13）多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実

安心して子育てができるよう、多様なライフスタイルに対応した保育サービスや地域における子育て支援の充実を図ります。

主要施策（14）子育てや介護と仕事の両立の実現へ向けた環境づくり

子育てや介護などの家庭生活と仕事が両立できるよう、事業所等に対して積極的に働きかけを行っていきます。

主要課題9 働く場における男女共同参画の促進

主要施策（18）女性のチャレンジ支援

女性が個性と能力を十分に発揮し、様々な分野にチャレンジできるよう、女性の再就職・起業などに対する支援を充実します。

5 計画の評価指標

基本目標	主要課題	主要施策	評価指標	直近値 (調査年度)	目標値 (目標年度)	説明
I	1	(2)	公的機関に相談した人の割合	9.5% (平成20年度)	15.0% (平成25年度)	DVを受け相談した人の中で公的機関に相談した人の割合 (「意識調査」より)
II	4	(7)	各種審議会等における女性の登用率(法律・条例設置の附属機関)	28.2% (平成22年度)	35.0% (平成27年度)	市の審議会等委員のうち、女性の占める割合 (男女共同参画課調べ)
II	6	(10)	男性の地域活動への参加経験	58.6% (平成20年度)	70.0% (平成25年度)	地域活動や行事に、参加した経験のある男性の割合 (「意識調査」より)
III	7	(12)	男性の家事・育児・介護参画時間数	2.96時間 (平成20年度)	3.50時間 (平成25年度)	男性が平日に家事・育児・介護にあてている1日当たりの時間数 (「意識調査」より)
III	7	(13)	保育所の定員数	2,735人 (平成22年度)	3,840人 (平成26年度)	市内認可保育所の通常保育の定員数 (保育課調べ)
III	7	(14)	就業規則等で育児休業制度を規定している事業所	45.1% (平成20年度)	70.0% (平成24年度)	市内事業所において就業規則等で育児休業制度を規定している割合 (「労働基本調査」より)
III	9	(18)	資格取得講座受講者の合格率	71.6% (平成21年度)	75.0% (平成27年度)	川越市女性会館における各種資格取得講座受講者の合格率 (女性会館調べ)

※1 「直近値」とは、本計画策定にあたっての最も近い期日における調査に基づく数値です。また、「目標値」とは、本計画期間中等に達成を目指す目標数値です。

※2 「意識調査」とは、平成20年度「川越市男女共同参画に関する意識調査」を指します。

※3 「労働基本調査」とは、平成20年度「川越市労働基本調査」を指します。